

平成 23 年 6 月 9 日

農 林 水 産 省
総合食料局食品産業企画課
食 品 環 境 対 策 室

環 境 省
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

災害により発生した食品廃棄物等の食品リサイクル法（定期報告）における取扱い について

この度の東日本大震災により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）では、平成21年度から食品廃棄物等多量発生事業者（食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者）に対して、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況についての報告書の提出を求めています。東日本大震災の影響により、食品廃棄物等の把握等が困難な事業者については、その対応を別紙のとおりとしますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

その他、東日本大震災等の影響による食品リサイクル法に関する対応でお困りの事業者におかれましては、最寄りの地方農政局等にご相談下さい。

食品リサイクル法に基づく定期報告について

1. 災害により発生した食品廃棄物等についても、定期報告を行う必要があるのか。
【全体】

(答)

災害を直接の原因として生じた食品廃棄物等については、その態様により「事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等」(食品リサイクル法 第9条第1項)には該当しないと考えられる場合があります。

例えば、「事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等」とは考えにくい、工場等が地震によって倒壊した、倉庫等が津波を受けて流された場合は、報告の対象外になり得ると考えられます。及び 以外の場合については、様々なケースが想定されるため、事前に最寄りの地方農政局等にご確認下さい。

2. 被災した工場では、被災前のものも含めて食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施量が把握できない。この場合、定期報告ではどのように記載するのか。
【表1関係】

(答)

被災により把握できない数量は除外して結構です。その場合、「工場分は被災により把握困難」等の理由を「発生量の把握方法」に記載して下さい。

3. 特定肥飼料等の原材料として食品循環資源を譲渡したが、譲渡先が被災してしまったため、特定肥飼料等の製造量が把握できない。定期報告ではどのように記載するのか。【表12関係】

(答)

特定肥飼料等の製造量(表12)については、譲渡先の業者名のみ記載して下さい。

4. その他、定期報告を作成する上で、留意点はないか。【表3及び表10関係】

(答)

災害の影響により通常とは異なる発生原単位の上昇や再生利用等実施率の低下等があったと考えられる場合は、定期報告様式表3の「発生原単位が対前年度比で100%を超えた理由又は発生原単位が基準発生原単位を上回った理由」欄及び表10の「再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由」欄に、その状況等を記載して下さい。